特　記　仕　様　書

１．受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

２．本工事の交通規制は、夜間開放とする。また、夜間道路表示を適切に配置し、通行に支障がないよ

うに努めなければならない。これにより難い場合は、監督員と協議すること。

３．産業廃棄物の適正処理について、受注者は産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指

示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況

の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならな

い。

４．環境への配慮事項

１）自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけし

　　ないように心がけること。

２）工事完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。

３）工事を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力

グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。

４）清掃等周辺環境美化に努める。

５）工事全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。上記のほか、受注者として環境に配慮す

る計画があれば工事着工時に、書面にて提出すること。

５．妨害又は不当要求に対する通報義務

１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合

理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害さ

れた場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報し

ない場合は指名停止措置を講じることがある。

２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を

完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

６．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）（平成１２年法律第１０４

号、以下「法」という）の対象工事である旨の明示について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。

よって、法第９条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられ

た工事です。

また、落札者は落札後、法第１２条及び法第１３条の手続きが必要となりますので、工事担当課と

協議のうえ、諸手続をしてください。

７．工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報

サービス(CORINS)入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（（財）

日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カル

テ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更が

あった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請

しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その

写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場

合は変更時の提出を省略できるものとする。

８．交通誘導員については、一般交通および歩行者に支障のないよう配置すること。配置人員について

は12名（交代要員は無）を計上している。

９．地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査を受注者の責任範囲とし、契約締結後速やかに実施すること。

10．工事内容に疑義がある場合は、速やかに監督員と協議を行い、指示を仰ぐこと。

11．その他

１）県産品の優先使用に配慮すること。

２）変更事項が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

３）上記に記載のない事項については、監督員と必ず協議を行うこと。